

雇用関係助成金を申請される事業主の方へ 不正受給防止対策を強化しました!

雇用関係助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の職業能力向上などに対し助成する助成金及び奨励金の総称です。この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、一部に虚偽の支給申請を行うなどの不正な受給が発生しています。このため、厚生労働省及び労働局では、平成22年11月1日以降の雇用調整助成金の申請に続き、平成26年4月1日以降のその他の雇用関係助成金の申請についても、不正受給防止対策として、不正受給が特に重大なもの、悪質なものについて、厚生労働省及び労働局のホームページ上で以下の内容を公表しています。

また、平成31年4月1日以降の申請分が、不正受給として不支給や支給決定を取り消された場合の罰則も強化しています(停止3年→5年、2割増し返還、代理人等連帯)。

不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者等役員名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容 を **公表** しています。

✂ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して
刑事告訴等を行っています。

不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給又は支給の取り消しとします。既に助成金を支払い済みの場合は、返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間助成金を支給しない。また、不正受給を行った事業主等の役員等が他の事業主等の役員等となっている場合は、役員等となっている他の事業主等に対しても、同様に同期間雇用保険料を財源としたすべての助成を支給しないこととなります。

